

札幌市「経営持続化支援一時金」の概要

市一時金とは？

本市では、昨年秋以降の感染症の再拡大に伴う営業時間短縮や往来・外出自粛の要請等による影響を受けた市内事業者を支援するため、北海道の特別支援金（道特別支援金）を補完するものとして、経営持続化支援一時金（以下、「市一時金」といいます。）を支給します。

対象となる方

- ① 時短対象飲食店等との取引がある事業者
- ② 外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者

給付額

一律 **10万円**

※市一時金に申請いただく前に、**国の一時支援金**や**道特別支援金**に該当するか、確認をお願いしております（重複支給不可）。

国の一時支援金（法人）最大**60万円** /（個人事業者等）最大**30万円**
道特別支援金（法人）**20万円** /（個人事業者等）**10万円**

受付期間

令和3年4月1日（木）～8月31日（火）

※郵送の場合は8月31日（火）消印有効

※WEB申請は4月15日（木）より開始（予定）

問い合わせ・提出先

問い合わせ

011-351-4102（専用ダイヤル）

対応時間 午前8時45分から午後5時15分まで（令和3年8月31日（火）まで）

※平日のみ（ただし4月中は土日祝日も対応）

提出先

〒060-8408 札幌市経営持続化支援一時金事務局（※住所の記載不要）

※令和3年8月31日（火）消印有効（レターパックや書留等追跡可能な形式での郵送を推奨します）。

※申請書類等は以下の札幌市公式ホームページよりダウンロードすることが可能です。

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/keiejizokukasienitijikin.html>

給付要件

下記の①または②において、2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が対前年同月比30%以上50%未満減少していること

※2021年1月、2月又は3月の売上の場合には前々年同月との比較でも可

※同期間のうち、売上減少率が50%以上の月がある場合は北海道の特別支援金の対象

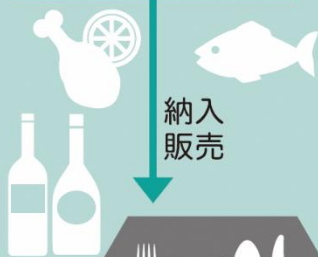
給付対象

1

札幌市内の時短等要請対象飲食店との取引がある事業者

農漁業者、飲食料品店、割り箸、おしぼりなど時短等対象飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定。

食品加工
製造事業者



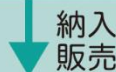
納入
販売

飲食関連器具
備品の販売事業者



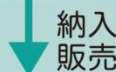
納入
販売

飲食品の
生産者



納入
販売

飲食関連の器具
備品の生産者



納入
販売

流通関連事業者

納入
販売



納入
販売

飲食店（札幌市内の時短要請等対象店）（対象外）

給付対象

2

北海道内 外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、飲食店（札幌市内の時短要請等対象店以外）など人流減少の影響を受けた事業者を想定。

宿泊サービスの
提供事業者



納入
販売

飲食店事業者
（時短要請等対象店以外）



納入
販売

外出目的地での
商品サービス
提供事業者



納入
販売

移動サービスの
提供事業者



納入
販売

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者